

## 「保険・共済の情報提供ガイドライン(仮称)」(案)

### <目的>

保険会社や共済団体が、自然災害による家屋や家財の損害を補償する保険商品・共済商品の概要を説明する際に留意すべき事項を整理。

併せて、保険・共済の加入促進のための情報提供に当たっての行政機関、業界団体、保険会社・共済団体の役割分担について整理。

※所管省庁や業界団体の作成している既存のガイドライン等を補完



### <対応案>

○内閣府において、関係省庁及び業界団体の協力の下、保険・共済の加入促進のため自然災害リスクや保険・共済の必要性等を整理した普及促進パンフレットを作成。

→保険商品・共済商品の販売の現場や、加入促進イベント等での活用を想定。

○行政機関、業界団体は、自然災害に関する保険・共済の加入促進のため、一般消費者向けに自然災害リスクや保険・共済の必要性等を整理し、情報提供(書面、ウェブサイト等)

※上記内容について、内閣府及び業界団体で構成する「実務者会合」で検討予定。